

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第65期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	日本空港ビルデング株式会社
【英訳名】	Japan Airport Terminal Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鷹城 勲
【本店の所在の場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03（5757）8020
【事務連絡者氏名】	専務取締役 石黒 正吉
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル
【電話番号】	03（5757）8020
【事務連絡者氏名】	専務取締役 石黒 正吉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期 第3四半期連結 累計期間	第65期 第3四半期連結 会計期間	第64期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高(百万円)	103,153	34,063	139,401
経常利益(百万円)	5,960	1,753	7,836
四半期(当期)純利益(百万円)	3,265	902	4,151
純資産額(百万円)	-	122,323	121,699
総資産額(百万円)	-	193,462	189,126
1株当たり純資産額(円)	-	1,195.00	1,180.73
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	32.51	8.98	41.33
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	-	62.05	62.71
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	11,288	-	18,713
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	14,595	-	12,945
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,129	-	8,575
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	-	16,910	16,088
従業員数(人)	-	1,763	1,633

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	1,763 (1,776)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	261 (71)
---------	----------

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、東京国際空港（羽田）において旅客ターミナルビルの管理運営及び利用者に対するサービスの提供を主たる事業とする施設管理運営業をはじめ、物品販売業及び飲食業を営んでおります。また、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港において物品販売業等を営んでおります。

当社グループの事業は上述のとおり業種、業態により、生産実績等について、事業の種類別セグメントごとの生産規模及び受注規模を記載することは困難であります。

このため、生産、受注及び販売の状況については、「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業のセグメント業績に関連付けて記載しております。

なお、当第3四半期連結会計期間の営業収益実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
施設管理運営業（百万円）	9,967
家賃収入（百万円）	3,574
施設利用料収入（百万円）	4,085
その他の収入（百万円）	2,308
物品販売業（百万円）	20,348
国内線売店売上（百万円）	8,675
国際線売店売上（百万円）	4,365
その他の売上（百万円）	7,306
飲食業（百万円）	3,747
飲食店舗売上（百万円）	2,467
機内食売上（百万円）	1,092
その他の売上（百万円）	187
合計（百万円）	34,063

- （注）1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 2．セグメント間の取引については相殺消去しております。
 3．施設管理運営業の家賃収入における貸付状況は、次のとおりであります。

区 分	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
		比率(%)
所有総面積（㎡）	563,786	-
貸付可能面積（㎡）	220,722	100.0
貸付面積（㎡）	210,610	95.4
航空会社（㎡）	128,017	58.0
一般テナント（㎡）	50,150	22.7
当社グループ使用（㎡）	32,442	14.7

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、米国発の金融危機が欧州をはじめ世界中に波及していることを受け、企業収益は大幅に減少し、個人消費にも減少傾向が見られるなど、景気は悪化しております。

航空業界におきましては、燃油価格が昨年の夏以降下落傾向にあります。燃油サーチャージが高止まりする中、企業収益の悪化や消費者マインドの低下もあり、国内・国際線ともに旅客数の減少傾向が強まっております。特に為替相場の変動により円高の影響を受けた地域からの国際線旅客数は大幅に減少し、総じて厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、引き続き旅客ターミナルビルにおける安全対策強化に全力を傾注するとともに、顧客第一主義の徹底を図り、全社を挙げて一層のサービス向上に努めてまいりました。

また、当社グループを取り巻く経営環境の変化に対応するため、経営の合理化・効率化策や業務の活性化策を推進し、東京国際空港（羽田）第1旅客ターミナルビルに話題のスイーツを選びすぎた「羽田スタースイーツ」等新規店舗を展開するなど増収策に取り組みました。さらには昨年12月に2010年の供用開始に向けて第2旅客ターミナルビル増築工事を着工するなど、社業発展と経営基盤の強化に努めてまいりました。

しかしながら、昨年の夏以降顕著になり始めた航空旅客数の減少傾向は第3四半期に入り益々強まっております。航空旅客数の変動が影響する施設利用料収入や売店売上、機内食売上などを中心に、当社グループの収益にも大きな影響を与えました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の業績につきましては、営業収益は340億6千3百万円（前年同期比7.1%減）、営業利益は17億4千1百万円（前年同期比21.1%減）、経常利益は17億5千3百万円（前年同期比19.5%減）、四半期純利益は9億2百万円（前年同期比28.7%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

（施設管理運営業）

家賃収入及び施設利用料収入は、東京国際空港（羽田）国際線旅客ターミナルビルにおける羽田 - 北京（南苑）間国際旅客チャーター便就航が現時点において実現していないものの、羽田 - 香港間国際旅客チャーター便就航等に伴う旅客数の増加が寄与したこと等により、堅調に推移いたしました。また、その他の収入は、一昨年12月のP4簡易立体駐車場供用開始による利用台数の増加や、有料待合室「エアポートラウンジ」の利用者数の増加等により、堅調に推移いたしました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は105億2千3百万円（前年同期比1.6%増）、営業利益は減価償却費の遞減、その他費用の減少により5億9千万円（前年同期比103.3%増）となりました。

（物品販売業）

国内線売店につきましては、厳選されたブランドが次々登場するスイーツのセレクトショップ「羽田スタースイーツ」の新規店舗展開や人気インテリア雑貨ブランドとの羽田空港限定「空スイーツ」の共同開発等、新商品や季節感のある商品の積極的な催事販売等による販売促進を図り、営業基盤の拡充に努めましたが、一部の店舗におきまして運営形態を変更したことや、成人識別たばこ自動販売機導入に伴い自動販売機売上が減少したこと等により、売上は前年を若干下回りました。

国際線売店につきましては、訪日外国人旅客への販売促進、インターネットを活用した免税品事前予約受付サービスの強化や、店舗のリニューアル等の積極的な営業展開を図ることにより売上増加に努めましたが、旅客数の減少傾向が強まったことに加え、急速な円高に伴い顧客の購買力が低下したことにより、売上は前年を下回りました。

した。

その他の売上ににつきましては、成田国際空港及び関西国際空港における卸売が旅客数の大幅な減少等の影響を受け、前年を下回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 205億5千3百万円（前年同期比 11.1%減）、営業利益は 20億2千万円（前年同期比 21.5%減）となりました。

（飲食業）

飲食店舗につきましては、東京国際空港（羽田）国内線・国際線旅客ターミナルビルにおける新規店舗展開の寄与により、売上は前年を上回りました。

機内食につきましては、国際線航空旅客数の減少等厳しい事業環境を背景として、顧客航空会社が進めるコスト削減や機材の小型化、就航便数の減少等の影響を受け、機内食提供数が第3四半期に入り大幅に減少する等の厳しい状況から、売上は前年を下回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 42億9千3百万円（前年同期比 2.9%減）、営業利益は水光熱費の削減や外注品の内製化等のコスト管理強化に努めましたが、大型機A380対応の機内食搭載作業車両導入に伴う減価償却費の増加等により 1百万円（前年同期比 99.0%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）は、第2四半期連結会計期間末に比べ 62億4千1百万円増加し、169億1千万円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、前第3四半期連結会計期間に比べ 4千5百万円減少（前年同期比 1.1%減）し、41億9千7百万円となりました。

これは主に、その他の流動負債の増加があったものの、税金等調整前四半期純利益が減少したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、前第3四半期連結会計期間に比べ 35億6百万円増加（前年同期比 82.0%増）し、77億8千1百万円となりました。

これは主に、東京国際空港（羽田）第2旅客ターミナルビル増築工事の着工等に伴い、建設仮勘定が増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は、98億2千4百万円となりました。（前第3四半期連結会計期間は 9億7千8百万円の支出。）

これは主に、長期借入金の増加によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありませんが、東京国際空港（羽田）第2旅客ターミナルビル 次計画の増築工事につきましては、昨年12月に着工いたしました。P4本格立体駐車場建設につきましては、昨年8月に入札により契約相手方を決定しており、着工に向け鋭意取り組んでまいります。また、「東京国際空港再拡張事業」による発着枠の拡大に備え、第1旅客ターミナルビルにおきましてもさらなる利便性、快適性及び機能性の向上に努めてまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第127条各号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社は、平成19年5月16日開催の取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を決定・導入し、平成19年6月28日開催の当社第63回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ておりましたが、平成20年5月14日開催の取締役会において会社支配に関する基本方針を一部改定するとともに、本対応方針を一部改定のうえ継続することを決定し（以下、本対応方針とは、特段の言及がない限り、改定後のものを指すものといたします。）、平成20年6月26日開催の当社第64回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております。

会社支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものと考えます。

当社は東京国際空港（羽田）において、航空系事業として、現国際線及び国内線ターミナルビルの建設、管理運営を行なうとともに、平成22年10月に供用開始予定の国際線ターミナルの運営会社である東京国際空港ターミナル株式会社の筆頭株主として、同社が進める新国際線ターミナル建設等の業務を適切に支援しております。一方、非航空系事業として、羽田空港の現国際線ターミナル及び国内線ターミナル、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努め、事業規模の拡大を図って参りました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、幅広いノウハウと豊富な経験並びに国内外の顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理解が不可欠であると考えます。

当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解頂くようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様への判断に資するものと考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様への判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供して頂く必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様へのメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、更には当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、下記 で記載するもののほか、以下の取組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、東京国際空港（羽田）第1旅客ターミナルビル及び第2旅客ターミナルビル等の一体的運営による一層の効率化を図り、運営諸費用の増加等への対策に努めております。併せてお客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めることとし、平成19年5月に策定した平成21年度を最終年度とする中期経営計画に基づく各諸施策に積極的に取り組んでおります。

また、当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、平成16年からは、これをさらに強化するため、従来の社外監査役2名に加え、新たに社外監査役1名を選任し、経営に関する監督・

助言機能を強化することによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合に関して以下のとおり大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続きについて定めることとします。これをもって、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みといたします。

1．当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応方針として、当社の株券等について大規模買付行為（下記(注)）が行われる場合に関する大規模買付ルール（下記3．参照）を定めることとし、かつ大規模買付行為を行おうとする者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置（特定株主グループ（下記(注)）の行使に制約が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てその他の手段による対抗措置をいいます。）に関する手続等を定めるものとします。取締役会は、本新株予約権の無償割当てその他対抗措置に関する事項、本対応方針の手続の詳細その他本対応方針の円滑な実行のために必要な事項や措置を定めることができるものとします。

（注）「大規模買付行為」とは、次の 又は のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め取締役会が承認する行為については除かれるものとします。

株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項、以下同じ。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項）の買付行為その他これに準ずる行為として取締役会が定めるもの
金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第2項に定める行為をいいます。）の後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項、但し、公開買付者（金融商品取引法第27条の3第2項）の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の公開買付けの開始行為

「特定株主グループ」とは（a）大規模買付行為を行った者で大規模買付行為を行った時点（上記 のいずれか早い時点とします。）までに不発動決議を得なかった者（但し、下記（ ）（ ）の者は除きます。）並びに（b）上記 に定める大規模買付行為を行った者（a）に定める者に限る。）の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項、第6項）、（c）上記 に定める大規模買付行為を行った者（a）に定める者に限る。）の特別関係者及び（d）これらに準ずる者として取締役会が定める者とします。

（ ）当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として取締役会が定める者

（ ）当社の行った自己株式の消却その他取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者（その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除きます。）

2．取締役会は、その決議により、独立委員会を設置するものとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任されるものとします。

独立委員会は、下記3． に定める不発動勧告決議、下記3． に定める株主意思確認総会の招集に関する勧告、その他本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項に係る審議・決定を行うことができるものとします。独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとします（但し、不発動勧告決議は独立委員全員の一致によるものとします。）。

3．大規模買付ルールとして、大規模買付者は、下記 に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ情報提出手続を経て、当社取締役会が下記 に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。「不発動決議」とは、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない旨の取締役会決議をいいます。

大規模買付者は、当社所定の書式による大規模買付意向表明書を当社に対して提出するものとします。当社は、大規模買付意向表明書の受領日から合理的期間内に、大規模買付者に対しご提出頂く情報の項目を記載したリスト（以下「情報リスト」といいます。）を交付いたします。大規模買付者は、当社より交付を受けた情報リストに基づき、大規模買付行為に関する情報（大規模買付者に関する事項、大規模買付行為の目的のほか、株主の皆様のご判断及び独立委員会の検討のために必要かつ十分な情報が記載されるものとします。）を事前に書面により当社に提出するものとします。

取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、必要により回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることができることとします。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提出するものとします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当であると合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼することとします。

独立委員会は、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知してから原則として60営業日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては90営業日（初日不算入））が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び取締役会等の提供する代替案の検討等を行うものとします。独立委員会は、その裁量において、直接又は取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容等について協議・交渉等を行うことができることとします。大規模買付者は、独立委員会が、直接又は取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、合理的必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30営業日（初日不算入）を上限として独立委員会検討期間を延長することができることとします。

独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告（以下「不発動勧告決議」といいます。）することとします。「大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次のいずれの場合にも該当するおそれがないことその他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とします。

真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合

大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合

大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、（工場その他の）設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合

大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合

大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合

大規模買付行為が実行された場合に、当社株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想されたり、当社の企業価値の維持又は向上を妨げる場合

大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合

大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。

なお、株主意思確認総会を開催するために、取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行

うものとし、当該株主意思確認総会において議決権を行使することのできる株主は、議決権基準日における最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主とし、当該議決権基準日の設定に関わらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が予め定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことができるものとし、

株主意思確認総会の決議は、出席株主の議決権の過半数によって決するものとし、

取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役として善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとし、

取締役会は、上記3. に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとし、

取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとし、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本新株予約権の無償割当てその他の手段をとることとし、但し、本新株予約権の無償割当ての基準日前の日で取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準ずる特段の事情が生じたことと取締役会が認めた場合を含みます。）には、取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができることとし、

4. 平成20年6月26日に開催された当社第64回定時株主総会における承認は、平成23年6月30日までに開催される当社第67回定時株主総会の終結の時までを有効期間とします（但し、その時点で大規模買付意向表明書が提出されている場合には当該大規模買付意向表明書に係る大規模買付行為に対する措置としてその効力が存続します。）当社取締役会は、当社第64回定時株主総会における承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、当社第64回定時株主総会における承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うことができることとし、当社第64回定時株主総会における承認の効力は当該有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当て等に関する各取締役会決議に及びます。

具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、当社におけるコーポレート・ガバナンスの充実も当社の企業価値・株主共同の利益の向上を支えるものであり、これらはまさに基本方針に沿うものです。

また、本対応方針は、以下のように合理性が担保されており、上記基本方針に沿うとともに当社の企業価値・株主共同利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い不発動決議を行うこととされています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

さらに、当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

世界的な経済状況の変化の中で景気は悪化傾向を強めており、円高基調の行方も不透明であることから、さらなる下振れリスクも存在しております。

当社の経営に大きな影響を与える航空旅客数も減少傾向を続けており、現在の厳しい情勢は当面続くものと思われます。

当社グループといたしましては、これらの状況を踏まえ、一層の経費削減等の対応策に努めるとともに、景気の動向を注視し、企業価値のさらなる向上を目指し、より一層諸施策の充実に努めてまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000,000
計	288,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,540,000	100,540,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	100,540,000	100,540,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	-	100,540	-	17,489	-	21,309

(5)【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 88,600	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,431,800	1,004,318	同上
単元未済株式	普通株式 19,600	-	-
発行済株式総数	100,540,000	-	-
総株主の議決権	-	1,004,318	-

【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本空港ビルデング株式会社	東京都大田区羽田空港3-3-2 第1旅客ターミナルビル	88,600	-	88,600	0.08
計	-	88,600	-	88,600	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,345	2,125	2,010	1,675	1,643	1,410	1,210	1,279	1,231
最低(円)	2,040	1,792	1,621	1,411	1,265	987	858	988	1,021

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）から、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,319	16,149
売掛金	6,829	6,353
有価証券	2,548	1,998
商品及び製品	4,474	3,788
原材料及び貯蔵品	178	131
繰延税金資産	1,150	1,172
その他	1,595	1,148
貸倒引当金	39	57
流動資産合計	34,056	30,684
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	239,541	236,345
減価償却累計額及び減損損失累計額	127,369	118,376
建物及び構築物(純額)	112,172	117,969
機械装置及び運搬具	10,496	10,341
減価償却累計額及び減損損失累計額	8,537	8,172
機械装置及び運搬具(純額)	1,959	2,168
土地	9,010	8,612
建設仮勘定	7,286	524
その他	20,369	19,832
減価償却累計額及び減損損失累計額	15,200	14,112
その他(純額)	5,169	5,720
有形固定資産合計	135,597	134,994
無形固定資産	573	697
投資その他の資産		
投資有価証券	12,487	13,823
繰延税金資産	7,234	7,035
その他	3,513	1,890
投資その他の資産合計	23,235	22,749
固定資産合計	159,405	158,441
資産合計	193,462	189,126

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,066	4,897
未払金	2,077	-
短期借入金	9,568	9,929
未払法人税等	430	2,509
賞与引当金	637	890
役員賞与引当金	142	196
その他	6,890	9,765
流動負債合計	24,814	28,188
固定負債		
長期借入金	30,648	24,544
退職給付引当金	8,501	8,422
役員退職慰労引当金	1,319	1,210
その他	5,854	5,060
固定負債合計	46,324	39,238
負債合計	71,138	67,426
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,489	17,489
資本剰余金	21,310	21,309
利益剰余金	79,894	78,086
自己株式	80	79
株主資本合計	118,614	116,805
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,459	1,835
繰延ヘッジ損益	34	34
評価・換算差額等合計	1,424	1,800
少数株主持分	2,284	3,093
純資産合計	122,323	121,699
負債純資産合計	193,462	189,126

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
営業収益	
家賃収入	10,735
施設利用料収入	12,105
その他の収入	6,766
商品売上高	61,918
飲食売上高	11,626
営業収益合計	103,153
売上原価	
商品売上原価	45,463
飲食売上原価	6,055
売上原価合計	51,519
営業総利益	51,634
販売費及び一般管理費	
従業員給料	6,020
賞与引当金繰入額	619
役員賞与引当金繰入額	142
退職給付費用	568
役員退職慰労引当金繰入額	185
賃借料	5,882
業務委託費	6,102
減価償却費	11,177
その他の経費	15,294
販売費及び一般管理費合計	45,992
営業利益	5,641
営業外収益	
受取利息	38
受取配当金	152
持分法による投資利益	207
雑収入	659
営業外収益合計	1,057
営業外費用	
支払利息	559
固定資産除却損	107
雑支出	72
営業外費用合計	738
経常利益	5,960
特別損失	
投資有価証券評価損	277
特別損失合計	277
税金等調整前四半期純利益	5,682
法人税等	2,359
少数株主利益	57
四半期純利益	3,265

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
営業収益	
家賃収入	3,574
施設利用料収入	4,085
その他の収入	2,380
商品売上高	20,275
飲食売上高	3,747
営業収益合計	34,063
売上原価	
商品売上原価	14,965
飲食売上原価	1,968
売上原価合計	16,934
営業総利益	17,129
販売費及び一般管理費	
従業員給料	1,671
賞与引当金繰入額	509
役員賞与引当金繰入額	47
退職給付費用	186
役員退職慰労引当金繰入額	63
賃借料	1,932
業務委託費	2,123
減価償却費	3,847
その他の経費	5,005
販売費及び一般管理費合計	15,388
営業利益	1,741
営業外収益	
受取利息	10
受取配当金	28
持分法による投資利益	45
雑収入	208
営業外収益合計	292
営業外費用	
支払利息	175
固定資産除却損	50
雑支出	54
営業外費用合計	281
経常利益	1,753
特別損失	
投資有価証券評価損	277
特別損失合計	277
税金等調整前四半期純利益	1,475
法人税等	566
少数株主利益	6
四半期純利益	902

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	5,682
減価償却費	11,193
投資有価証券評価損益(は益)	277
退職給付引当金の増減額(は減少)	79
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	108
賞与引当金の増減額(は減少)	252
役員賞与引当金の増減額(は減少)	54
受取利息及び受取配当金	191
支払利息	559
持分法による投資損益(は益)	207
有形固定資産売却損益(は益)	9
有形固定資産除却損	107
売上債権の増減額(は増加)	476
たな卸資産の増減額(は増加)	731
その他の流動資産の増減額(は増加)	216
仕入債務の増減額(は減少)	169
その他の流動負債の増減額(は減少)	257
その他の固定負債の増減額(は減少)	136
その他	2
小計	15,914
利息及び配当金の受取額	186
利息の支払額	382
法人税等の支払額	4,429
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,288
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	252
定期預金の払戻による収入	4
有価証券の取得による支出	3,791
有価証券の売却による収入	3,398
投資有価証券の取得による支出	9
投資有価証券の売却による収入	400
有形固定資産の取得による支出	12,434
有形固定資産の売却による収入	12
無形固定資産の取得による支出	68
長期前払費用の取得による支出	388
長期貸付けによる支出	1,333
長期貸付金の回収による収入	16
その他の支出	168
その他の収入	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,595

(単位：百万円)

当第3四半期連結累計期間
(自平成20年4月1日
至平成20年12月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入れによる収入	11,000
長期借入金の返済による支出	5,257
親会社による配当金の支払額	1,456
少数株主への配当金の支払額	36
その他	120
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,129
現金及び現金同等物に係る換算差額	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	822
現金及び現金同等物の期首残高	16,088
現金及び現金同等物の四半期末残高	16,910

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>重要な資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有する親会社のたな卸資産については、従来、売価還元法による原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、売価還元法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>通常の販売目的で保有する連結子会社のたな卸資産については、従来、主として最終仕入原価法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>なお、これによる当第3四半期連結累計期間の損益へ与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、第2四半期連結会計期間末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>固定資産の定率法に基づく減価償却費については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

【追加情報】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
(有形固定資産の耐用年数の変更)	当社及び連結子会社の機械装置については、第1四半期連結会計期間より法人税法の改正を契機とし耐用年数の見直しを行い、変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益へ与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。	
	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1 法人税等調整額は法人税等を含めて表示しております。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
	(平成20年12月31日現在)
現金及び預金勘定	17,319百万円
有価証券勘定	2,548百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	808百万円
株式及び償還期限が3ヵ月を超える債券等	2,148百万円
現金及び現金同等物	16,910百万円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 100,540千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 88千株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	803	8	平成20年3月31日	平成20年6月27日	利益剰余金
平成20年11月12日 取締役会	普通株式	652	6.5	平成20年9月30日	平成20年12月4日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

	施設管理運 営業 (百万円)	物品販売業 (百万円)	飲食業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	9,967	20,348	3,747	34,063	-	34,063
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	555	205	545	1,306	(1,306)	-
計	10,523	20,553	4,293	35,370	(1,306)	34,063
営業利益	590	2,020	1	2,612	(871)	1,741

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)

	施設管理運 営業 (百万円)	物品販売業 (百万円)	飲食業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	29,378	62,148	11,626	103,153	-	103,153
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	1,607	571	1,610	3,790	(3,790)	-
計	30,986	62,720	13,237	106,944	(3,790)	103,153
営業利益	1,992	6,148	196	8,337	(2,695)	5,641

(注) 事業区分の方法及び各区分に属する主な内容

当連結グループが営んでいる事業は、親会社(当社)が営む空港ターミナル施設管理運営業を中心に、当該事業に付帯する航空旅客に対する物品販売、飲食提供及び機内食製造販売等が主であります。事業区分については、親会社及び連結子会社の事業の類似性・関連性を勘案し、施設管理運営業、物品販売業、飲食業に区分しております。また、これら事業区分に属する主な事業は次のとおりであります。

- (1) 施設管理運営業 ... 空港ターミナル施設賃貸、駐車場、その他航空旅客に対するサービス等
- (2) 物品販売業 ... 空港ターミナル、その他における商品販売及びこれらに付帯する業務
- (3) 飲食業 ... 空港等レストラン、機内食製造販売及びこれらに付帯する業務

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)においては、本邦以外の国又は地域に属する連結子会社がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）においては、海外売上高がないため、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 （平成20年12月31日）	前連結会計年度末 （平成20年3月31日）
1株当たり純資産額 1,195.00円	1株当たり純資産額 1,180.73円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第3四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）	当第3四半期連結会計期間 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
1株当たり四半期純利益金額 32.51円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 8.98円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）	当第3四半期連結会計期間 （自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）
四半期純利益（百万円）	3,265	902
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益（百万円）	3,265	902
期中平均株式数（千株）	100,451	100,451

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

平成20年11月12日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

中間配当による配当金の総額 652百万円

1株当たりの金額 6円50銭

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年12月4日

(注) 平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は質権者に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺山 昌文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大杉 秀雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 研三 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本空港ビルデング株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。